

広島大学理学部後援会規約

平成28年12月26日制定

改正 令和5年11月4日 一部改正

(趣旨)

第1条 本会は、広島大学理学部後援会と称し、本規約は、本会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所在地)

第2条 本会は、東広島市鏡山1丁目3-1の理学部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、広島大学理学部（以下「理学部」という。）における教育及び研究を助成し、その進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学部学生の保護者と理学部との緊密な連絡を図るための事業
- (2) 理学部学生の教育・研究活動（国際交流を含む。）を支援するための事業
- (3) 理学部学生の就職活動を支援するための事業
- (4) 理学部を卒業後、内部進学した学生の教育・研究活動（国際交流を含む。）を支援するための事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 理学部学生の保護者
- (2) 賛助会員 その他本会の事業に賛助する者

(入退会)

第6条 正会員の本会への入退会は、学生の入学に伴う会費納付をもって入会とし、卒業、退学あるいは除籍等の離籍をもって退会とする。ただし、理学部在籍時に入学した者が本学大学院に進学し、かつ進学後の指導教員が理学部担当である場合は、本学大学院を修了、退学あるいは除籍等の離籍時まで正会員とする。本学大学院博士課程前期を修了後に本学大学院博士課程後期へ進学した場合も同条件において引き続き正会員とする。

2 賛助会員の本会への入退会は、本人の申し出によるものとする。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長、副会長 各1名
 - (2) 理事 9名以内
 - (3) 監事 2名
 - (4) 学内委員 8名
- 2 前項第2号の役員は、正会員の中から、選出する。
- 3 第1項第1号及び第3号の役員は、第2号の役員の中から互選により選出する。
- 4 第1項第4号の役員は、学部長、副学部長、学部長補佐及び理学系支援室主査（総務・企画主担当）をもって充てる。ただし、学部長補佐（改修担当）を含まない。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会務を処理する。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 学内委員は、理事会に参与する。

(任期)

第9条 第7条第1項第2号の役員の任期は、その学生の在学期間とする。ただし、その学生が第6条が定める本学大学院へ進学した場合は、学部卒業時に役員の任期を満了とする。

- 2 第7条第1項第1号及び第3号の役員の任期は、2年とし、再任は2期目までとする。ただし、前項に定める任期を超えないものとする。

(総会及び理事会)

第10条 本会は、次の会議を行う。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第11条 総会は、本会の運営及び重要事項を審議するため、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の2以上から要求があったときはこれを開催する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会の議決は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会)

第 12 条 理事会は、会計年度ごと及び会長が必要と認めたとき開催し、事業計画、予算、決算、役員の改選、規約の改廃等を審議決定する。

- 2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 理事会は、会長、副会長、監事及び理事で組織し、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決する。なお、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 4 前項の規定に拘わらず、規約の改廃は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要するものとする。

(事業経費)

第 13 条 本会の事業経費は、会費、寄附金及び雑収入をもって充てる。

(会費)

第 14 条 会員は、次の基準により会費を納付するものとする。

- | | | |
|---------------------------|-----------------------|-------------------|
| (1) 正会員 | 学部学生 | 20,000 円 (入学時に納付) |
| | 3 年次編入学生 | 10,000 円 (入学時に納付) |
| (2) 賛助会員 1 口 (1,000 円) 以上 | | |
| 2 | 既納の会費は、返納しない。 | |
| 3 | 寄附金は、隨時これを受け付けるものとする。 | |

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(設立年月日)

第 16 条 本会の設立年月日は、平成 28 年 1 月 26 日とする。

附 則

この規約は、平成 28 年 1 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 22 日一部改正)

この規約は、平成 29 年 2 月 22 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 1 月 4 日一部改正)

この規約は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。